

59 二次医療圏外からの外来患者の割合

▶項目定義

1年間の自施設の当該二次医療圏外に居住する外来患者の延べ数を外来患者述べ数で除した割合（％）。二次医療圏とは、医療法第三〇条の四第二項により規定された区域を指します。

「外来患者」数は延べ数としますが、その定義は、初再診料を算定した患者とし、併科受診の場合で初再診料が算定できない場合も含みます。入院中の他科外来受診は除きます。検査・画像診断目的の受診は、同日に再診料を算定しない場合に限り1人とします。住所の不明な患者は、二次医療圏内とします。

▶備考

単位： %

期間： 年間

